

令和6年4月9日決裁

## 令和6年度環境貢献市産材支援家づくり事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、住宅建築分野における山形市産材の需要拡大を図り、木材関連産業の活性化、森林資源の循環利用促進及び木材利用による二酸化炭素の貯蔵に資するため、山形市内（以下「市内」という。）に市産材を使用して戸建て住宅を新築する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産材 山形市有林若しくは市内の森林から伐採された原木を市内の製材業者若しくは山形木材業組合加盟業者が加工出荷した木材又は山形市が認証した集成材で、生産・流通履歴が明確で適正に管理されたものをいう。
- (2) 移住世帯 次のア又はイのいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 交付申請時点の住所が山形市外にある世帯（令和5年4月1日以後に山形市から転出した世帯を除く。）で、かつ、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、この市に住民登録をする世帯
  - イ 交付申請時点の住所が市内にある世帯で、かつ、令和4年4月1日以後にこの市に住民登録をした世帯（当該住民登録の日前10年の全期間において、山形市外に居住していた世帯に限る。）
- (3) 子育て世帯 平成18年4月2日以後に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続き柄が父母又は父の父、父の母、母の父若しくは母の母の世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 三世帯世帯 世帯主との続き柄が、父の父、父の母、母の父、母の母、父母、配偶者の父母、配偶者、子、子の配偶者及び子の子の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯であって、平成18年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯をいう。

(5) 近居世帯 親世帯と子世帯（平成18年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯に限る。）の居所の直線距離が2キロメートル超から2キロメートル以下に住み替える世帯をいう。

(6) 薪ストーブ等 次のアからウまでのいずれかに該当する暖房機をいう。

ア 薪ストーブ 薪（建設廃材等を原料とするものを除く。以下この号において同じ。）を燃料として使用する暖房機

イ ペレットストーブ 木質ペレット（建設廃材等を原料とするものを除く。以下この号において同じ。）を燃料として使用する暖房機

ウ ボイラー 薪、木質ペレット又は木質チップ（建設廃材等を原料とするものを除く。）を燃料として使用するボイラー設備による暖房機

(7) 木工事 基礎工事完了後の土台敷きから、補助金交付の要件となる市産材を使用する工事までの工程をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、この市の市税に滞納のない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 交付申請時点の住所が市内にある者で、建築主として市内に自己居住用の戸建て住宅を新築するもの

(2) 交付申請時点の住所が山形市外にある者で、建築主として市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、この市に住民登録をするもの

2 前項の戸建て住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自らが居住するもの

(2) 1戸当たり市産材を8立方メートル以上使用するもの

(3) 市内に事業所を有する工務店等が施工業者であるもの

(4) 建築士が設計したもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条第2項に規定する戸建て住宅の新築に係る工事のうち木工事を実施する事業とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1戸当たり50万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該戸建て住宅の新築が次の各号のいずれかに該当する場合

合における補助金の額は、同項に定める額に、当該各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の合計額を加算して得た額とする。

- (1) 移住世帯、子育て世帯、三世帯世帯又は近居世帯のいずれかに該当する世帯により行われる場合 10万円
- (2) 1戸当たり市産材を10立方メートル以上12立方メートル未満使用する場合 10万円
- (3) 1戸当たり市産材を12立方メートル以上使用する場合 20万円
- (4) 新築する戸建て住宅に新規に購入した薪ストーブ等を設置し、当該薪ストーブ等を5年以上適正に使用管理し、かつ、効率的に運用することができると認められる場合 10万円

(交付申請書)

第6条 補助金等交付申請書の提出期限は、補助対象事業の着工日の前日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 山形市産材証明書（別記様式第2号）
- (3) 山形市産材使用明細書（別記様式第3号）
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 新築する戸建て住宅の案内図及び平面図
- (6) 納税証明書
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し。ただし、同法第6条に規定する建築物の適用を受けない建築物にあつては、この限りでない。
- (8) 前条第2項第1号の規定に該当する場合にあつては、該当状況を確認することができる書類
- (9) 前条第2項第4号の規定に該当する場合にあつては、誓約書（別記様式第4号）及び設置する薪ストーブ等のカタログの写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(条件等)

第7条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（第5条第2項第1号の規定に該当する場合には新築した戸建て住宅への入居日、第5条第2項第4号の規定に該当する場合には補助対象工事及び薪ストーブ等の設置が完了した日）から20日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 市産材出荷証明書（別記様式第7号）
- (3) 市産材の生産・流通履歴を確認することができるもの
- (4) 工事中の写真（市産材の使用状況を確認することができるもの）及び補助対象事業の完了写真
- (5) 第5条第2項第1号の規定に該当する場合には、住民票謄本
- (6) 第5条第2項第4号の規定に該当する場合には、薪ストーブ等の設置後の状況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別記

様式第1号（第6条関係）

### 環境貢献市産材支援家づくり事業計画書

1 住宅の建築場所	山形市
2 建物延床面積	_____ m <sup>2</sup>
3 木材使用量(市産材以外も含む。)	_____ m <sup>3</sup>
	うち市産材使用量：_____ m <sup>3</sup>
4 木材の生産地	山形市 _____ 地内
5 木工事着工予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
6 木工事完了予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
7 工事完了予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
8 市産材納入予定業者	_____
9 施工業者名	住所 _____ 氏名 _____

#### 10 建築士

免許番号（ \_\_\_\_\_ 級）建築士（大臣・ \_\_\_\_\_ 知事）登録第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

#### 11 補助金の額の算定（該当箇所に○を付け、ご記入ください。）

項目	該当状況	加算額
世帯加算	該当： 有（ _____ 世帯）・ 無	円
環境貢献加算	該当： 有 ・ 無	円
薪ストーブ等設置加算	該当： 有 ・ 無	円
加算額の合計		円
申請額		円





誓 約 書

私は、令和6年度環境貢献市産材支援家づくり事業費補助金の交付申請を行うに当たり、次に掲げる事項について遵守することを誓約します。

- (1) 令和6年度環境貢献市産材支援家づくり事業費補助金を活用して新築する住宅に設置する薪ストーブ等を、5年以上適正に使用し、及び管理します。
- (2) 薪ストーブ等の使用に当たっては、薪、木質ペレット、木質チップ等の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- (3) 薪ストーブ等においては、乾燥の不十分な薪及び防腐処理や塗装の施された木材並びに廃棄物等の健康を害するおそれのあるものについて、一切これを燃焼させません。
- (4) 火災の予防に十分に注意します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(宛先) 山形市長

年 月 日

（宛先） 山形市長

申請者 住 所  
氏 名

環境貢献市産材支援家づくり事業計画変更（中止）承認申請書

月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた環境貢献市産材支援家づくり事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 添付書類
  - （1）変更後の事業計画書（別記様式第1号）
  - （2）その他市長が必要と認める書類



